

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年5月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 4件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用圧縮空気系気水分離器(B)用ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検。	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋付属棟 高電導度廃液系サンプ(A)攪拌弁の配管溶接部にしみ程度の漏えいが認められたため、当該溶接部を修理。	GⅢ	
3	2号機	北側熱交換器建屋1階電気品室壁はつり作業中、壁埋設接地線が切断されていることを確認したため、当該接地線を修理。	GⅢ	
4	3号機	サービス建屋放射性試料分析室の過電流しゃ断器に故障が認められたため、当該過電流しゃ断器を点検。	GⅢ	